#### 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染、帯状疱疹の疾病を発症したご利用者に治療を行い、下記の条件を満たした場合、介護報酬で評価されることになりました。当施設ではホームページ上で「所定疾患施設療養費(II)に係る治療の実施状況」をご報告、公表いたします。

#### 算定要件

- 1. 所定疾患療養費(II)については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、II回に連続するII0日間を限度とし、月II0回に限り算定するものであってII1月に連続しないII1日をII1日をII1日をII2日に認められない。
- 2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3. 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。 肺炎/尿路感染/帯状疱疹(抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合)/ニ 蜂窩織炎
- 4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査、寝台ん、治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の意思が、感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

#### 【令和7年度 累計実績】

疾患名	実績		主な検査内容	主な治療内容	主な投薬内容		
肺炎	人数	7	採血・レントゲン		生食・スルバシリン点滴		
	日数	33					
尿路感染	人数	35	尿検査(テステープ)		レボフロキサンシン内服		
	日数	241					
帯状疱疹	人数	1			フェムビル内服・アラセナ軟膏		
	日数	6					
蜂窩織炎	人数	3			ケフレックス内服		
	日数	18			レボフロキサンシン内服		

# 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

# 【令和7年度 月別実績】

疾患名	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1	0	1	2	2	0	1						7
	日数	5	0	4	14	4	0	6						33
尿路感染	人数	5	3	4	6	5	3	9						35
	日数	40	22	29	34	35	19	62						241
帯状疱疹	人数	0	0	1	0	0	0	0						1
	日数	0	0	6	0	0	0	0						6
蜂窩織炎	人数	0	0	3	0	0	0	0						3
	日数	0	0	18	0	0	0	0			·			18

# 【令和6年度 月別実績】

TELEVISION NO.														
疾患名	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1	0	1	2	1	2	0	1	3	3	3	1	18
	日数	1	0	4	9	3	5	0	6	9	19	15	5	76
尿路感染	人数	6	1	1	2	2	3	5	4	3	7	8	5	47
	日数	39	2	3	16	10	27	43	35	20	44	52	36	327
帯状疱疹	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
蜂窩織炎	人数	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	日数	10	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	29